

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義については、「1. 7 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。 目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
	認定の手続	中心市街地活性化協議会から、本計画に対し「妥当なものである」との意見を受けている。(9. 2 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	都市機能が集積し、商業活動が盛んである区域を設定している。(2. 中心市街地の位置及び区域を参照)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市町村の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析やニーズ分析に基づく実施、様々な主体の巻き込み等を考慮している。(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	上位計画、関連計画においても、中心市街地への都市機能の集積に取り組むことが位置づけられている。(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	個々の事業等のいくつかで、実践的・試行的活動に取り組むとともに、様々な主体が連携して推進する計画となっている。(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	中心市街地活性化の目標を達成するための、計画期間内で実現する事業等を記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している個々の事業等の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。(3. 中心市街地の活性化の目標を参照)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	個々の事業等について、実施主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	個々の事業等について、実施時期を記載している。